

法律その他の規制事項の概要

平成17年1月8日現在 十倉調査分

*この表は、ISO14001、KES 等の環境マネジメントシステムの取得に際し、要求されている法整備を支援するために、京都市環境局環境管理課(電話213-0930)が作成され、広く配布されているものを基に、旅館・ホテルに該当する内容に合わせたものです。

| 区分 | 名称 | 要求事項 | 担当窓口 | 管理部署 |
|--------------|--|---|---------------------------|------|
| 環境一般 | 環境基本法 京都市環境基本条例 地球温暖化対策の推進に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> 環境保全の最も基本となる理念、他の環境に関する法律等の上位概念 全ての主体に対して、温暖化効果ガスを2008年から2012年の5年間の目標期間で、基準年(1990年)に比して6%削減 | 京都市環境局地球環境政策課(電話222-3452) | |
| 大気汚染 | 大気汚染防止法 京都市大気汚染対策指導要綱 小型焼却炉に係る指導要綱 | <ul style="list-style-type: none"> 伝熱面積が10㎡以上のボイラーを設置している場合、各保健所に届出 伝熱面積5㎡以上10㎡未満のボイラーを設置している場合環境局環境指導課に届出 火格子(火床)面積2㎡未満(2㎡以上の場合は大気汚染防止法で届出)の小型焼却炉設置している場合、環境局環境指導課に届出 | 京都市環境局環境指導課(電話213-0928) | |
| 水質 | 水質汚濁防止法、下水道法 | <ul style="list-style-type: none"> 下水に排出する場合、下水道法の規制となる。条件により、届出、報告書、計画届必要。 下水ではなく河川に排水する場合、浄化槽(浄化槽法)等を設置し、より厳しい基準である水質汚濁防止法の規制に該当 水質汚濁防止法に該当の場合、旅館・ホテルは特定施設に該当し、下水道法に該当する場合は、温泉を有する場合のみ特定施設に該当し、京都市下水道局業務課に届出 | 京都市下水道局業務課(電話672-7829) | |
| 土壌、騒音、振動、悪臭等 | 京都府環境を守り育てる条例 | <ul style="list-style-type: none"> 騒音に関して、圧縮機 3.75KW 以上、クーリングタワー 0.75KW 以上有する場合、保健所に届出 | 京都市環境局環境指導課(電話213-0928) | |

| | | | | |
|------------------|--|--|---|--|
| <p>廃棄物のリサイクル</p> | <p>循環型社会形成基本法 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法) 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法) 特定家庭用機器再生商品化法(家電リサイクル法) 使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルに関する他の法律の上位概念 ・食品廃棄物(生ゴミ)を出す全ての施設が、平成18年度までに、重さを量り、20%生ゴミを減量する事が目標。食品廃棄物の発生量が100t/年以上の施設は達成できなければ罰則規定あり。 ・土産物の袋(他社製も含む)などを出している小規模事業者以外(年間総売上7000万円以下かつ従業員5人以下)の施設は、日本容器包装リサイクル協会(03-5532-8597)等に利用量に応じて委託金を支払い、容器包装のリサイクルのための費用負担義務。 ・施設が環境に配慮された製品を購入(グリーン購入)する努力規定が記載 ・使用しなくなったエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機の適正な引渡しとリサイクル費用負担義務 ・自動車のリサイクルのための費用を、ユーザーが負担する義務 | <p>近畿農政局 食品課 食品リサイクル係 電話 451-9161</p> <p>近畿経済産業局 環境リサイクル課 電話 06-6966-6018</p> | |
| <p>廃棄物</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) PCB 廃棄物処理特別措置法 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (事業用大規模建築物における指導要綱も参照)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正な処理に関する細かな取り決め、規制が記載。事業系一般廃棄物(生ゴミ、紙、木)以外、産業廃棄物は20品目あり、例えば空き缶やガラスびん等も該当し、分別して、一般廃棄物、産業廃棄物それぞれ許可を受けた引き取り事業者に分けて収集してもらう義務 ・昭和47年以前(製造禁止は49年)に設置された、エスカレーターやエレベーターのコンデンサー、蛍光灯の安定器等に有害なPCBが使用され、取り外した時に保管、京都市環境局廃棄物指導課へ届出と毎年報告義務。平成18年度から順次指定工場で処分開始予定 ・200kg/日、1立方メートル/日以上排出する施設又は床面積3000㎡以上の施設は、廃棄物管理責任者を置き、ゴミの減量計画を毎年提出 | <p>京都市環境局 廃棄物指導課 電話 213-0926</p> | |

| | | | | |
|-------|--|---|--|--|
| オゾン | <p>特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、</p> <p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・業務用空調冷蔵冷凍庫、自動車等フロンの含まれる廃棄に際し、登録業者に引き渡す義務 | <p>近畿経済産業局 製造産業課 電話 06 6966 6022 京都市環境局環境指導課</p> | |
| エネルギー | <p>エネルギー政策基本法</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)</p> <p>他の特別措置法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーに関する他の法律の上位概念、基本法 ・燃料を原油換算で1500kl/年又は、電気600万 kWh /年以上使用の施設は2種指定。燃料を原油換算で3000kl/年又は、電気1,200万 kWh/年以上使用の施設は1種指定。近畿経済局省エネルギー対策係に届出、毎年報告書提出義務 ・補助金の各種内容について記載。最新の詳細は担当部局に内容問い合わせ。 | <p>近畿経済産業局 省エネルギー対策係(電話 06 6966 6043)</p> | |
| 化学物質 | <p>消防法</p> <p>京都市火災予防条例</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する(PRTR法)</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律</p> <p>毒物及び劇物取締法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・危険物4類の引火性液体、重油、軽油、灯油、ガソリン等2,000ℓ以上貯蔵する場合許可が必要。 ・上記の5分の1、400ℓ以上2000ℓ未満の場合、届出が必要 ・LPガス500kg(50キロタンク10本分)を超える貯蔵の場合、京都府消防防災課へ届出、300kg(50キロタンク6本分)を超える場合は京都市消防局指導課へ届出 ・法に定める業種が該当、旅館ホテルは該当しない。 ・化学物質を含む製品を新規に直接海外の業者から輸入する場合適用。国内の業者を通じて購入する場合適用外。 ・洗剤、クリーニング溶剤、殺菌殺虫剤、ボイラーの中和剤等、可能性のあるものには、購入時に容器に毒物、劇物の記載がメーカーで義務付けられているため、その記載事項を遵守。 | <p>京都市消防局指導課(電話 212 6687)</p> <p>京都府消防防災課(電話 414 4466)</p> | |

| | | | | |
|---------|---|--|--|--|
| 衛生管理 | <p>旅館業法</p> <p>ビル管理法</p> <p>食品衛生法</p> <p>旅館業法、食品衛生法は各保健所からの詳細パンフレット参照。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 厨房以外の全館の衛生管理について環境衛生監視員が、各担当保健所から年最低1回調査訪問。チェックリストに評価。給水設備の概観検査、給水栓における水質検査の義務。 ・ 3000㎡を超える面積の施設については、旅館業法の上乗せ基準が適用。例えば、空調換気に関して、温度、湿度、気流、粉塵を2ヶ月に一度検査義務。 ・ 厨房において、食品衛生監視員が各担当保健所から、年最低1回調査訪問。チェックリストに評価。井戸水の菌、化学物質検査義務、給水設備の水質検査義務。 ・ | 各保健所 | |
| 新築、増改築時 | <p>環境影響評価法</p> <p>京都市環境影響評価等に関する条例</p> <p>大規模小売店舗立地法</p> <p>都市緑地保全法</p> <p>自然公園法</p> <p>省エネルギー法</p> <p>大気、悪臭、土壌、騒音、振動等の規制</p> <p>* 新築、増改築の場合、施行建築会社が上記の各種規制に関する届出、認可を基本的には行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な建物の新築、改築時に影響評価を行う。 ・ 小売店舗面積合計1000㎡以上の店舗を設置する時に騒音影響評価を行う(旅館ホテルのテナントとしての場合も可能性あり)。 ・ 京都市の北山東山などの規制区域で建築、木を伐採等する場合に規制がある。 ・ 自然公園の規制区域内(市内であれば、比叡山の一部のみ)で建築、木を伐採等する場合規制がある。 ・ 3000㎡以上に大規模に新築、増改築を行った場合、省エネルギー型の建物にする義務。 | <p>京都市環境局環境管理課電話213-0930</p> <p>京都市産業環境局商業振興課電話222-3332</p> <p>京都市都市計画局風致保全課電話222-3475</p> <p>京都府土木建築部公園緑地課電話414-5271</p> <p>近畿経済産業局省エネルギー対策係(電話066966 6043)</p> | |